

定 款

株式会社NEXYZ. Group

(2025年12月19日改正)

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社N E X Y Z . G r o u pと称し、英文では株式会社N E X Y Z . G r o u p C o r p o r a t i o nと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。
 - (1) 電話受信、発信事務代行業務
 - (2) 電話申込み加入手続き代行業務
 - (3) 電気通信サービス、放送サービスの加入手続に関する代理店業務
 - (4) コンピューターによる情報処理業務
 - (5) 生命保険の募集に関する業務
 - (6) 損害保険代理店業務
 - (7) 金融商品仲介業
 - (8) 通信販売業
 - (9) インターネットサービスプロバイダー業
 - (10)電気通信事業法に基づく電気通信事業
 - (11)情報処理サービス業及び情報提供サービス
 - (12)集金代行業
 - (13)ウェブサイトの会員を対象とした情報提供サービスの仲介、斡旋
 - (14)デジタルコンテンツ（テキスト、音声、音楽、静止画、動画等）の企画、制作及び販売、輸出入並びにこれらの仲介、代理
 - (15)書籍、雑誌、電子出版物等の企画、制作及び販売
 - (16)歌手、芸能タレント、スポーツ選手その他の著名人のマネジメント及び育成、プロモート並びに肖像権の管理
 - (17)電子商取引のシステム開発及び販売に関する業務
 - (18)著作権、著作隣接権、ノウハウ、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理
 - (19)インターネットのホームページ作成、運営
 - (20)インターネット上のショッピングモールの開設

- (2 1) 市場調査並びに広告宣伝、広告宣伝の媒体の販売、広告及び電子広告の企画、広告代理店
 - (2 2) 販売促進支援サービスに関する申込受付、顧客管理等の代行業務
 - (2 3) 放送法に定める委託放送事業者に対する下記の業務の提供
 - ① 委託放送事業者が締結する視聴契約の締結手続代行業務
 - ② 委託放送事業者が徴収する視聴料の徴収代行業務
 - ③ 視聴者からの問い合わせ等に対する対応業務
 - ④ 衛星放送全般の普及促進活動
 - (2 4) 放送番組、録画物、録音物及び映画の制作に関する機器、通信衛星の放送受信機器等のリース及びレンタル業務
 - (2 5) 放送番組、録画物、録音物及び映画の制作並びに販売
 - (2 6) フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務の代行
 - (2 7) クレジットカード業
 - (2 8) 労働者派遣事業
 - (2 9) 有料職業紹介事業
 - (3 0) 旅行業
 - (3 1) 有価証券又は債券の取得及び保有
 - (3 2) ベンチャー企業に対する投資
 - (3 3) 企業診断、投資計画及び経営一般に関するコンサルティング業務
 - (3 4) 遺伝子検査によるコンサルティング
 - (3 5) 食品の製造及び販売
 - (3 6) 経営者等に対する各種セミナーの企画・運営及び開催
 - (3 7) 美容関連商品の研究開発、輸出入、製造、卸、販売及びリース並びにレンタル
 - (3 8) ヘルスケアサロン、ヒーリングサロン、美容室、エステティックサロン、メイクアップサロン、ネイルサロンなどの企画、経営、店舗賃貸等
 - (3 9) 各種環境関連設備の販売・仲介業務
 - (4 0) 小売電気事業
 - (4 1) その他エネルギーの供給業務及び仲介業務
 - (4 2) コンピュータ、ネットワークシステムの企画、開発、プログラミング、製造、販売及び賃貸
 - (4 3) 映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売
 - (4 4) 土木建築工事、電気設備工事、管工事、給排水衛生設備工事、冷凍・空調設備工事、機械器具設置工事、その他諸建設工事の請負、施工、計画、設計及び監理
2. 各種環境関連設備の販売
3. 美容・健康関連機器の販売

4. 店舗内装、インテリア、什器等の提供及び販売
5. 電気通信サービス、情報通信サービス、放送サービスの継続利用手数料の取得、管理
6. セールスプロモーションの企画、立案並びに制作に関する業務
7. 著作権、著作隣接権、ノウハウ、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理
8. 前各号に関するコンサルティング及び経営コンサルティング業並びに情報提供サービス
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、53,654,560 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、隨時これを招集する。

(場所の定めのない株主総会)

第15条 当会社は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第20条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において決議し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。

(取締役会)

第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれに代わる。

②取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

③当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

④取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議をもって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(責任免除)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任免除について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。

②令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会終結前の会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条第2項の定めるところによる。